

お客様各位

一般社団法人 日本秘湯を守る会
株式会社 朝日旅行

「ご招待宿泊のお申込方法」を簡単にいたしました

日頃より日本秘湯を守る会の『日本の秘湯を歩く』スタンプ帳をご利用いただきましてありがとうございます。この度「日本秘湯を守る会」と「朝日旅行」では、多くのお客様からの要望にお応えして、ご招待宿泊のお申込方法を下記の通り変更することになりました。これからも、より一層のご利用をお待ち申し上げます。

記

1. 招待申込の変更内容

	今までの申込方法	新しい申込方法
ご招待宿泊の申込方法	スタンプ帳に希望旅館を記入し、朝日旅行に送付し申込。	お客様が 直接希望旅館に電話 をし、予約をおとりください。 旅館からは、基本事項の他にスタンプ帳に記載の以下の項目等を確認させていただきます。 ○押印有効期限 ○スタンプ帳ナンバー（下4桁） ○招待有効期限 ○招待対象旅館のスタンプ押印があるか
「ご招待券」のお渡し方法	朝日旅行から招待券を送付。	招待旅館にご宿泊の時には、 スタンプ帳が招待券代わり（招待宿泊券） になります。必ず忘れずに旅館にご提示ください。 手続き後、スタンプ帳はご返却いたします。
<u>同伴のお客様</u> （有料）の申込方法と宿泊代金精算方法	お客様は朝日旅行に申込・支払い。朝日旅行はクーポンをお客様に送付。	直接旅館にお申込みください。 宿泊代金は旅館で直接精算 してください。

2. 実施時期

本日から実施

但し、朝日旅行へお送りいただいたものについては、当面の間、従来通りに対応いたします。

3. その他

(1) 今回の変更は現在のスタンプ帳を使っているお客様にも対応いたします。

※現在のスタンプ帳には、「招待宿泊の予約は朝日旅行で行う」旨が記載されていますが、新しい方法でお申込みが可能です。

(2) 招待宿泊のその他のルールは、スタンプ帳に記載の通りで変更ありません。特に以下のルールについては、あらためてご注意ください。

①招待できる旅館は、過去10泊した中からご希望の旅館をお選びください。

②招待宿泊有効期限内にご利用ください（スタンプ帳の有効期限は最初のスタンプ押印日から3年間、招待宿泊の有効期限は最初のスタンプ押印日から3年6ヶ月間）

③招待のお客様は、スタンプ帳ご利用のお客様と同じ方に限ります

④招待宿泊当日スタンプ帳をお忘れの場合は、通常宿泊料金を頂戴いたします

⑤お客様がすでに予約済みの日を招待に振り替えることはできません

⑥ご予約時にご招待用のお部屋が満室の時には、ほかの部屋が空いている場合でもお断りすることがあります

お問い合わせ先はこちらまで

日本秘湯を守る会 事務局
Tel : 03-6858-9815
住所: 東京都港区三田3-13-12
(株)朝日旅行内
受付: 月~金 9:45~17:30

以上

＜旧スタンプ帳用招待宿泊券＞

～旧スタンプ帳（2017年9月発行以前）をお持ちのお客様へ～

招待宿泊方法が変わりました、従来通り①スタンプ帳を朝日旅行に送付し、招待宿泊を受ける方法のほかに②お客様が直接宿へ電話をし、招待宿泊を受けることが可能となりました。

～ ②の方法で招待宿泊方法 ～

下記の「ご招待宿泊のお申込み方法」を参照の上、お客様ご自身で宿へ直接電話をし、招待宿泊の手続きをお取りください。招待当日は 10 個押印済のスタンプ帳と一緒にこちらの用紙の「お名前、フリガナ、性別、生年月日、住所、電話番号」欄へすべてご記入いただき、フロントへお持ちください。

お名前		フリガナ			
性別	男 ・ 女	西暦	年	月	日生
住所(〒	-)	電話	()

※お名前、生年月日、性別、住所、電話番号の記入のないものは押印できません

スタンプ帳ナンバー ※宿側記入

ご招待の宿泊のお申込み方法について

- ①ご招待の宿泊予約は、代表者が過去10泊の中よりご希望の旅館にお電話していただき、招待宿泊であることを告げたくうえで宿泊日、宿泊人数、交通手段を確定してください。
- ②招待当日、代表者は招待本人と同行招待者のスタンプ帳を持参し、フロントにご提出下さい。その後フロントにて下記招待宿泊券欄の手続きをいたします。万一、スタンプ帳お忘れの場合は規定料金をお支払い戴くことになります。
- ③招待者の同行有料者は各宿の規定料金となります。

秘湯めぐりスタンプ
10個で1泊ご招待



※「お宿使用欄」です。お客様は書きこまないで下さい。

招待宿泊券	お名前	宿 泊 日			
		西暦	年	月	日
※宿泊 済印	招待宿泊宿名				

※すでに予約済の日を招待に振り替えることはできません。

押印有効期限 西暦	年	月	日	招待有効期限 西暦	年	月	日
-----------	---	---	---	-----------	---	---	---

※押印有効期限は押印1番目の日付より3年です、招待有効期限は押印有効期限3年+6ヶ月です